

別紙

諮問第620号

答 申

1 審査会の結論

「都各局が〇〇局に提供した請求者に関する情報のうち、開示請求者以外から取得したもの」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇により発生した平成26年〇月〇日の事件について、請求者が平成26年〇月〇日等に〇〇局から事情聴取を受けた際に、〇〇局等が請求者の個人情報（〇〇によるトラブル等）を〇〇局に提供したことに係る全ての情報・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年12月1日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

「請求した保有個人情報を全部開示する」との決定を求める。

実施機関は、条例16条2号の「開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」及び条例16条6号の「公表しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、～公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある

ため」を非開示の理由としている。

条例16条2号該当事由については、誰のどのような利益が害されるかが非開示決定通知には全く記載されておらず、同規定に該当しているかが明らかでない。情報公開の推進という情報公開条例の制定趣旨を勘案すると、このような曖昧な理由により同規定を根拠として非開示とすることは規定の拡大解釈といえるため許されず、実施機関の主張は失当である。

また、条例16条6号該当事由については、本人の承諾なく他の東京都職員へ任意の事情聴取を行い、これにより個人情報を収集するのは、個人情報の目的外収集及び目的外利用・目的外提供に該当する条例違反の行為（条例4条並びに10条1項及び2項違反）である。自ら条例違反の犯罪行為を行っている者が、条例の規定を理由に個人情報の開示を拒否するのは権利の濫用（民法1条3項）であるから、実施機関の主張は失当である。

よって、実施機関の主張は全て社会的合理性がないものであるから、開示請求した個人情報の全部開示を実現させるべく審査請求を申し立てることとした。

イ 意見書

実施機関が主張する非開示理由を検証したが、反社会的で厚顔無恥な主張である。実施機関は条例16条2号及び6号を非開示理由としている。しかし条例16条2号該当事由については、誰のどのような利益が害されるかが、非開示決定通知には全く記載されておらず、同規定に該当しているかが明らかでない。

また、条例16条6号該当事由については、〇〇局（以下「当該局」という。）が本人の承諾なく他の東京都職員へ任意の事情聴取を行い、これにより調査対象事件と全く関係のない私生活上のトラブル事案に係る個人情報を収集するのは、個人情報の目的外収集であり、また、このような行為は情報提供者側から見ても個人情報の目的外利用・目的外提供に該当するから、共に条例違反の行為に該当する。

実施機関の主張は全て社会的合理性がなく、個人情報の違法収集という自らの厚顔無恥な行為を隠蔽するためのものであるから、早急に開示請求した個人情報の全部開示を実現させるようにすべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 本件審査請求に係る経緯について

本件開示請求に対し、実施機関は、開示請求対象のうち「東京都職員である請求者が平成26年〇月〇日に〇〇された件について、平成26年〇月〇日等に当該局が請求者に対して事情聴取した際に、都各局が当該局に提供した請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得したもの」について、非開示決定を行った。

(2) 非開示とした理由について

本件開示請求に係る非開示情報は、開示請求者以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの、又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の権利利益を害するおそれがあるものに当たることから、条例16条2号に該当する。

また、当該非開示情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による公正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月13日	諮問
平成30年 8月24日	実施機関から理由説明書收受
平成30年10月12日	審査請求人から意見書收受

平成30年10月23日	新規概要説明（第188回第二部会）
平成30年11月20日	審議（第189回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「東京都職員である請求者が平成26年〇月〇日に〇〇された件について、平成26年〇月〇日等に当該局が請求者に対して事情聴取した際に、都各局が〇〇局に提供した請求者に関する情報・資料のうち、開示請求者以外から取得したもの」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例16条2号及び6号に該当するとして、非開示決定を行った。

イ 条例の定めについて

条例16条2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの…又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 本件対象保有個人情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報、審査請求人について、審査請求人以外の者から事情や状況の事実を詳細に聞き取った情報が、率直に記載されたものであることが認められた。

実施機関によると、本件対象保有個人情報は、開示しないことを前提に任意の事情聴取等により知り得た情報であり、開示することにより、今後の事情聴取等による公正な情報収集が困難になるなど、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明には、相当の合理性が認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二